

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人せんねん村（以下「当法人」という）定款二二条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、役員・評議員及び評議員選任解任委員をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とし、週4日以上当法人の業務に従事する者をいう。
- (4) 非常勤役員等とは、役員等のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、出張旅費等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 役員等については、報酬及び賞与を支給することとし、退職金は支給しない。
非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職金は支給しない。
但し、特に功績が著しいと認められる理事（常勤・非常勤）に対しては、評議員会の承認を経て退職慰労金を支給することができる。
- (2) 当法人職員を兼務している役員については、職員給与・賞与・退職金等を職員給与規程等に基づき支給する。

(役員等の報酬等の算定方法)

第4条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 別表1に定める額の役員等の報酬を支給する。但し、職員を兼務する常勤役員についての本報酬は、職員規程に基づく役職手当と併給しないものとするし、役職手当との差額を支給する。

(費用弁償)

第5条 役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については別表2に定める額を支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は職員給与規程に準ずる。

(報酬等の支給方法)

第6条 役員等に対する報酬等の支給は、銀行振込により、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期に行うものとする。

- (1) 報酬については、毎月15日に支払うものとする。ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この規程は、平成30年3月31日より施行する。

この規定は、令和4年4月1日より施行する。

別表1（役員等の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 500,000 円
常務理事	月額 120,000 円
業務執行理事	月額 95,000 円
理事会・評議員会への出席	日額 5,000 円
上記以外の業務のための出勤	日額 5,000 円

別表2（費用弁償）

（1）出張旅費の費用弁償額

交通費	実費
宿泊費	実費（20,000 円上限）
日当（本部所在地より 100 km 以上）	5,000 円